

<報道発表資料>

保健施策

令和3年11月18日

令和3年度埼玉県自殺対策連絡協議会の開催について

平成28年3月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携が図られ、総合的に実施されなければならないと明記されました。

当県においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成30年3月に埼玉県自殺対策計画を策定、令和3年3月には第2次計画を策定しました。

については、この計画に基づき実施される取組の状況報告等を行うため、令和3年度自殺対策連絡協議会を下記のとおり開催します。

記

1 日時： 令和3年11月25日（木） 10:00～11:30

2 場所： さいたま共済会館 5階 501・502会議室

3 議事内容

- (1) 令和2年の全国と県内の自殺の動向について
- (2) 埼玉県における自殺対策の取組状況について
- (3) さいたま市における自殺対策の取組状況について
- (4) 委員からの情報提供
- (5) その他

4 傍聴について 定員3名

傍聴を希望される方は、令和3年11月19日（金）9時から、令和3年11月22日（月）15時まで、下記、問い合わせ先に電話でお申し込みください。先着順により決定します。

5 委員名 委員名簿のとおり

6 問い合わせ 埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当
TEL 048-830-3565